

議案第50号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

戸籍謄本等のコンビニ交付に係る手数料を定めるほか、所要の改正をする必要があるの
で、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号ただし書中「多機能端末機」の次に「（以下「多機能端末機」とい
う。）」を加える。

別表第1の1の項中「450円」の次に「（多機能端末機を利用することによる交付につ
いては、350円）」を加え、同表中50の12の項を50の14の項とし、50の2の項から50の11
の項までを2項ずつ繰り下げ、50の項の次に次のように加える。

50の2 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	28,000円	認定申請のとき。
50の3 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	28,000円	認定申請のとき。

別表第1の59の項中「34,000円」を「39,000円」に、「65,000円」を「76,000円」に、

「133,000円」を「149,000円」に、「200,000円」を「225,000円」に、「261,000円」を「305,000円」に、「337,000円」を「370,000円」に、「460,000円」を「497,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「46,000円」を「51,000円」に、「100,000円」を「113,000円」に、「185,000円」を「204,000円」に、「307,000円」を「340,000円」に、「415,000円」を「457,000円」に、「521,000円」を「567,000円」に、「737,000円」を「795,000円」に、「131,000円」を「141,000円」に、「199,000円」を「215,000円」に、「292,000円」を「320,000円」に、「348,000円」を「379,000円」に、「525,000円」を「573,000円」に、「599,000円」を「654,000円」に、「746,000円」を「808,000円」に、「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同表60の項中「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同表65の項中「用紙1枚」を「1通」に改め、同項の次に次のように加える。

65の2 都市計画法施行規則 （昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく 証明書の交付	証明書の交付 手数料	1通につき	900円	交付申請 のとき。
65の3 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料	1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合であつて、切土又は盛土をする土地の面積が 500平方メートル以内のもの 500平方メートルを	20,000円 34,000円	許可申請 のとき。

		超 え 、	
		1,000平方	
		メートル	
		以内のも	
		の	
		1,000平方	54,000円
		メートル	
		を 超 え 、	
		2,000平方	
		メートル	
		以内のも	
		の	
		2,000平方	89,000円
		メートル	
		を 超 え 、	
		5,000平方	
		メートル	
		以内のも	
		の	
		5,000平方	123,000円
		メートル	
		を 超 え 、	
		10,000 平	
		方メート	
		ル以内の	
		もの	
		10,000 平	201,000円
		方メート	
		ル を 超	

	え、 20,000平 方メート ル以内の もの	220,000円
	20,000平 方メート ルを超 え、 40,000平 方メート ル以内の もの	275,000円
	40,000平 方メート ルを超 え、 70,000平 方メート ル以内の もの	364,000円
	70,000平 方メート ルを超 え、 100,000平 方メート ル以内の もの	

		100,000平方メートルを超えるもの	533,000円
	2	土石の堆積を行う場合であって、土石の堆積をする土地の面積が	
		500平方メートル以内のもの	18,000円
		500平方メートルを超え、	28,000円
		1,000平方メートル以内のもの	
		1,000平方メートルを超え、	35,000円
		2,000平方メートル以内のもの	

		2,000平方 メートル を超え、 5,000平方 メートル 以内のも の	54,000円	
		5,000平方 メートル を超え、 10,000平 方メート ル以内の もの	66,000円	
		10,000平 方メート ルを超 え、 20,000平 方メート ル以内の もの	121,000円	
		20,000平 方メート ルを超 え、 40,000平 方メート ル以内の	134,000円	

		もの 40,000平方メートルを超え、 70,000平方メートル以内のもの	163,000円	
		もの 70,000平方メートルを超え、 100,000平方メートル以内のもの	207,000円	
		もの 100,000平方メートルを超えるもの	292,000円	
65の4 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事に関する計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき	1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合に掲げる額	変更申請のとき。

を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、533,000円とする。

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、

切土又は盛土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土

をする
土地の
面積)
に応じ
65の3
の項に
規定す
る額に
10分の
1を乗
じて得
た額

イ 新た
な土地
の切土
又は盛
土をす
る土地
への編
入に係
る宅地
造成又
は特定
盛土等
に關す
る工事
の設計
の変更
につい

ては、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ65の3の項に規定する額
ウ その他の変更については、15,000円
2 土石の堆積を行う場合次に掲げる額を合算した額。た

だし、
その額
が
292,000
円を超
えると
きは、
292,000
円とす
る。

ア 土石
の堆積
に關す
る工事
の設計
の変更
(イの
みに該
当する
場合を
除
く。)
につい
ては、
土石の
堆積を
する土
地の面
積(イ

に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積)に
応じ65の3の項に規

定する
額に10
分の1
を乗じ
て得た
額

イ 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ 65

			の 3 の 項に規 定する 額 ウ その 他の変 更につ いては 、 15,000 円	
65の5 宅地造成及び特定盛 土等規制法施行規則（昭和 37年建設省令第3号）第88 条の規定に基づく証明書の 交付	証明書の交付 手数料	1通につき	900円	交付申請 のとき。
65の6 宅地造成及び特定盛 土等規制法施行条例（令和 6年東京都条例第36号）第 5条第3項に基づく盛土規 制法調書の写しの交付	盛土規制法調 書の写しの交 付手数料	1通につき	700円	交付申請 のとき。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1中50の12の項を50の14の項とし、50の2の項から50の11の項までを2項ずつ繰り下げ、50の項の次に2項を加える改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の59の項、60の項及び65の項の改正規定並びに同項の次に5項を加える改正規定 令和6年7月31日
- (3) 第3条第2項第2号ただし書の改正規定及び別表第1の1の項の改正規定 令和6年9月1日